

## ○立命館アジア太平洋大学研究倫理指針

人文・社会・自然の諸科学の研究は、先端化、高度化、多様化などが進展する歴史とともに歩んできた。伝統的な学問領域における真理の探究のみならず、領域の融合や新たな領域の創造が絶え間なく繰り広げられている。立命館アジア太平洋大学は、諸科学がおかれた激動の環境の中で、大学の学術研究における従来の慣行や仕組みに固執することなく、真理を探究し、文化を創造、伝承し、人類の福祉と社会の進歩に貢献するという、学問研究に内在する使命を果たしていくことを宣言する。

大学は、立命館学園関係者が学園の理念、使命を共有し、広く社会に発信した「立命館憲章」の精神に則り、研究を推進する。

大学における研究は、学問的良心に基づき自由に行われる活動であるが、そのような研究の自由を保証し、本学および本学の研究者が自律的に社会への責任を果たしていく上で、倫理観を共有することは極めて重要であり、研究の対象となる個人や組織、そして研究者自身をも、研究プロセスにおける侵害行為などから保護する観点と具体的な仕組みが不可欠となる。

本学の学術研究が適正かつ円滑に遂行され、持続的に社会からの信頼を得ることを目的とし、本学において研究に携わる者が常に自覚し、遵守すべき規範として研究倫理指針を定める。

### 1 立命館アジア太平洋大学の学術研究

- (1) 本学は、「自由・平和・ヒューマニズム」、「国際相互理解」、「アジア太平洋の未来創造」を基本理念とし、人類の未来を切り拓くために、学問研究の自由に基づき真理の探求と人類的諸課題の解明に邁進し、教育・研究機関として世界と日本の平和的・民主的・持続的発展に貢献する。
- (2) 本学は、個々の研究者の自由で独創的な知的関心に基づく基盤的な研究実践と、大学として重点を置く政策的重点研究をともに重視し、特色ある世界水準の研究拠点形成に取り組む。
- (3) 本学は、研究活動の国際化、研究成果の国内外への発信を推進するとともに、海外の研究機関等との連携に努め、学術研究の国際的拠点となることを目指す。
- (4) 本学は、研究活動を通じて、人類の福祉と社会の進歩、世界の平和、ならびに地域社会に貢献するように努める。
- (5) 本学は、研究と教育の融合した機能を高め、正義と倫理をもった地球市民として活躍できる人間の育成に努める。

(6) 本学は、海外の個人や組織、国・地方公共団体、民間企業、市民社会組織等の機関との連携に努め、研究教育の交流を積極的に推進する。

## 2 研究者および研究を担当する事務職員の責務および行動規範

「研究者」は、本学の教員のみならず、本学で研究活動に従事する学部・大学院学生および客員研究員等を総称する。

### (1) 基本的事項

- ① 研究者は、学術研究が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、良心と信念に従って、誠実に行動する。
- ② 研究者は、当該研究において人間の尊厳と基本的人権を尊重し、社会の理解を得られるように努める。
- ③ 研究者は、国際的に認められた規範、規約および条約等、国内の法令、指針等および本学の諸規程を遵守する。
- ④ 研究者は、自らの専門知識や能力の維持向上に努め、常に一段高い水準を目指して研鑽する。
- ⑤ 研究者は、異なる分野の専門研究を尊重するとともに、他の国・地域等の研究活動における文化、慣習、価値観等の理解に努める。また、共同研究者が相互に独立した対等の研究者であることを理解し、お互いの学問的立場を尊重する。
- ⑥ 学部・大学院学生が研究活動に加わる場合は、学生が不利益を被らないように配慮する。
- ⑦ 研究者は、協働して研究に従事する人々の安全や環境に対して、責任ある取り組みを行う。障害や性別、国籍などによる差別やハラスメントの無い良好な人間関係を築くよう努める。ハラスメントに関する事項は、別に定めるガイドラインに基づき対応する。
- ⑧ 学外機関との研究交流にあたっては、自主・民主・公開・平和利用の4つの原則に基づくものとする。
- ⑨ 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、利益相反に十分な注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。
- ⑩ 研究者は、研究活動の過程において、本指針の趣旨に則り誠実に行動する。不正な行為は行わず、また加担しない。

### (2) 研究課題・計画の立案

- ① 研究者は、可能な限り明瞭な形で提示できる研究課題・計画を立案する。
- ② 研究者は、研究課題・計画の立案にあたっては、過去に行われた研究業績等を十分把握した上で、研究の独創性や新規性を誠実に確認する。

③ 研究者は、研究遂行中において、その進捗状況の自己点検を行い、適切な経過報告ができるように努める。

④ 研究者は、研究遂行中であっても、当該研究が人間、社会および環境に好ましくない影響を及ぼす可能性が生じた場合は、その研究を継続するか否かを慎重に検討する。

### (3) インフォームド・コンセント

① 研究者は、研究の対象や研究協力者に対しては法令や指針等関係規則を遵守し、これを保護する。

② 研究者が、人の行動、思想信条、財産状況、環境、心身等に関する個人の情報・データの提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対して当該研究の目的・意義、収集方法等について丁寧な説明を行い、提供者の同意を得るものとする。

③ 研究者は、予見し得る提供者への危険性を可能な限り排除するよう努める。

④ 組織、団体等からの情報・データの提供を受ける場合についても同様とする。

### (4) 資料・データ等の収集および管理

① 研究者は、当該研究に関わる資料・データ等の収集にあたっては、科学的かつ一般的に妥当と考えられる方法、手段により行う。

② 研究者は、当該研究のために収集または作成した資料・データ等の関連する研究記録は適切に保管し、事後の検証が行えるよう必要な期間保存するものとする。

### (5) 個人情報の保護

① 個人情報の重要性を認識するとともに、個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取り扱いについて必要な措置を講じる。

② 研究者および研究を担当する事務職員は、当該研究に関わって収集した資料・データ等の管理に万全を期すとともに、研究遂行上知り得た個人情報を本人の同意なしに他に漏らさない。

③ 研究者および研究を担当する事務職員は、個人情報の取り扱いに関する苦情等には誠実に対応する。

### (6) 研究機器・薬品等の安全管理

① 研究者は、研究実験において研究装置・機器および薬品・材料等を用いるときには、関係法令、本学諸規程等を遵守し、その安全管理に努める。

② 研究者は、研究実験の過程で生じた残渣物、廃棄物および使用済みの薬品・材料等について、責任を持ってその最終処理を行う。

### (7) 研究費の適正な執行

- ① 研究者および研究を担当する事務職員は、研究費の資金源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、企業等からの寄付金等によって賄われていることを常に認識し、研究費の適正な執行に努める。
- ② 研究者は、交付された研究費を当該研究目的のみに使用する。
- ③ 研究者および研究を担当する事務職員は、研究費の執行にあたっては、関係法令、本学の経理規程および当該研究費の執行基準等を遵守する。

#### (8) 研究成果の発信

- ① 研究者は、関係者の権利保護や産業財産権の取得等合理的な理由があるため公表に制約がある場合を除き、すべての研究成果を、正しく社会に報告・還元する権利と義務を有する。
- ② 研究者は、研究成果の発表にあたっては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害しない。
- ③ 研究の遂行および成果の発表においては、捏造(存在しないデータの作成)、改ざん(データの変造、偽造)、盗用(他人のアイデア、データや研究成果を適切な引用なしで使用)等の不正な行為はしない。
- ④ 研究成果の発表にあたっては、当該研究活動に実質的に関与し、研究内容・結果に責任を有する者を著者とする。

#### (9) 他者の業績評価

- ① 研究者が、審査委員等の委嘱を受けて他者の業績評価に関わるときは、評価に恣意的な観点を混入することなく、評価基準や審査要綱等に従って適切な評価を行う。
- ② 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を他に漏らしたり、不正に利用しない。

### 3 立命館アジア太平洋大学の責務

#### (1) 研究環境の整備と倫理教育

- ① 大学は、すべての研究者が十分に能力を発揮できるよう研究環境を整え、研究者の成長と、適性に応じた力量形成に配慮する。
- ② 大学は、研究者の研究倫理意識の高揚を図るため、必要な啓発および倫理教育を実施する。
- ③ 大学は、研究者が研究倫理指針を遵守して誠実に行動するよう周知する。
- ④ 大学は、研究の実施、研究費の執行にあたっては、関係法令や本学の規程等を遵守するよう周知徹底するとともに、不正行為が起こらないよう必要な措置を講じる。

⑤ 大学は、研究者が、利益相反あるいは研究活動に対する不当と思われる侵害など、紛争的な事象が生じた場合は、その解決にむけて必要な措置を講じる。

⑥ 大学は、研究倫理に関する調査委員会を設置する。

(2) 調査委員会の設置

① 本指針の適正な運用を促進するとともに、研究者の研究倫理に反する行為、不当または不公正な扱いを受けた者からの相談、あるいは研究者自身が直面する侵害行為などについて対応する際には、調査委員会を開催する。

(3) 研究倫理指針に反する行為等への対応

① 本指針に反する行為があることを知った者、不当または不公正な扱いを受けている者は、関係証拠書類等を添えてその旨を調査委員会に通報することができる。委員長は学長が務める。なお、委員長および委員会関係者は、当該の通報者に不利益が生じないように十分留意する。

② 委員長は、当該の通報内容を精査し、必要に応じて関係する研究分野の学内教員等の協力を得て調査を実施する。

以上